

2020年6月12日

高知ロイヤルロータリークラブ会員各位

高知ロイヤルロータリークラブ
会 長 松岡 毅
幹 事 大前 昭浩

高知ロイヤルロータリークラブ細則改正案

拝啓 向夏の候 会員の皆様におかれましては益々ご清栄のことと存じます。日頃はロータリー活動にご理解とご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

さて、クラブ細則改定案を細則第14条に沿って、会員の皆様に審議をお願い致すこととなりました。

つきましては、2020年6月23日(火)の夜間例会にて本細則を下記の通り改正したいと思いますのでどうぞ宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

1. メークアップの有効期限について

通常のメークアップは例会の前後2週間有効とする。

しかし、全体会議等の場合は1年間有効とする。

サインメークアップは自筆で11:30~13:00迄の時間厳守とする。

2. クラブ会費の支払いについて

7月・10月・1月・4月の請求月の翌々月末までを期限とする。

但し、4月請求分は5月末日までとする。

会費不払いについては、所定の期限後30日以内に会費を納入しない会員に対して、その分かっている最新の宛先に幹事が書面をもって催告しなければならない。催告の日付後10日以内に会費が納入されなければ、理事会の裁量に従って当該会員の会員身分を終結しても差し支えない。

以上